

<川越市>

齋藤憲次 裁判長(さいたま地裁川越支部)

川合善明市長の「濫訴(らんそ)に釘を刺したか」! ?

◆ ◆ ◆
10月7日午後1時10分開廷。

川越市長・川合善明氏が、小林薫川越市議を名誉毀損で訴えていた裁判で、さいたま地裁川越支部 齋藤憲次裁判長は、川合氏の訴えを認め、被告 小林市議に50万円の損害賠償金の支払いを命じる判決を言い渡した。

川合市長が市民を相手取って次々に訴訟を起こしている異常事態については、本紙既報の通りだ。そもそも、これら強引な川合原告連続訴訟の背景には、「齋藤憲次裁判長なら自分を勝たせるはずだ」との川合市長の傲慢極まる権力の過信が透けて見える。

小林市議は川越市民 1,779 人(平成 31 年選挙の得票数)の代表である。

小林市議を「気に入らない」というだけで、デタラメな訴訟を起こした川合市長は、市民を敵視しているも同然で、断じて許されざる国賊市長と言って良い。

小林市議への本件裁判の判決は、川合市長をさらに増長させ、今後も「おれに逆らうやつはこうなる」とばかりの暴走を続けることになるだろうが、実はこの判決、川合氏の全面勝訴ではない点が重要な意味を持つのである。

濫訴(らんそ)市長は「権力の守護神」を過信する

さいたま地裁川越支部で判決となった本事件。判決言い渡しと言っても、法廷には齋藤憲次裁判長と2名の陪席判事、そして傍聴席に座った本紙記者1名だけであ

る。重大事件の裁判でもない限り、判決には双方の弁護士も法廷に来ないことは法曹界の常識ではあるが、まるで客のいない演劇の如く齋藤裁判長が判決主文を読み上げた。

「主文 被告は50万円を支払え。原告のその余の請求を棄却する。」

[判決文はこちら \(29 ページ\) クリック](#)

被告**小林市議に対する請求は300万円の損害賠償金と訴訟費用の支払い**であるが、齋藤憲次裁判長は小林市議の名誉毀損行為を認めて50万円の支払いを命じ、訴訟費用については6分の5を原告・川合氏、6分の1を被告・小林市議が拵分するとの判決を下した。

全面的に請求が認められなかったにせよ、川合市長は憎き政敵・小林薫市議を討ち取ったとばかりに狂喜乱舞したことだろう。この後、原告・被告双方が控訴しなければ判決は確定する。しかし、川合市長がこの判決に喜んでいたのであれば、何も理解出来ていないことになる。

今回の判決で最も重要なことは、本紙「行政調査新聞」が過去に作成、頒布した川合市政糾弾チラシそれ自体について、**齋藤裁判長は不法行為だと認めなかった点**にある。判決文を注意深く読めばそのことが理解できる。

川合市長は、二言目には本紙の言論活動を異常な執念で「**事実無根**」「**誹謗中傷**」と必死に訴え、時には法廷に自らの手で本紙チラシを持ち込むほど、本紙の糾弾を敵視し、あたかも本紙がゴロツキ総会屋のごとき反社会的勢力の一部であるかのようなコメントまで公式な市長ブログでも発信するほどだ。

ところが、今回の小林市議に対する判決は、小林市議が「**三遊亭窓里**」として運営する個人ブログにおける、**彼独特の軽妙洒脱なコラムの表現が「一部、名誉毀損である**」と認めただけなのだ。川合氏の請求300万円の慰謝料が6分の1となったのはそのためで、今回の**齋藤判決**では、川合市長が本紙および小林市議に追及されてきた**疑惑や問題を事実無根だと認めただけではない**のである。

むしろ、川合市長は判決内容からすれば「**敗訴**」に近い結果と言ってよい。

川合市長は、さいたま地裁川越支部、ことに齋藤憲次裁判長を「権力の守護神」であると過信しているようだが、本件判決について齋藤裁判長は川合市長の濫訴（らんそ）に対して「いい加減にしたほうがいい」と釘を刺したに等しい判断を示したというべきだろう。もちろん、小林市議に対する50万円という慰謝料の金額が妥当であるかどうかについては見解の分かれるところではあるが。

それにしても、仮にも「市長」が、これだけの市民と市民代表である重鎮市議を次々に訴えるなど、戦前戦後を通じて日本の行政史上前例がない。しかも、川合市長はこれら提訴を不法行為だの名誉毀損だと主張するが、実質的な理由はどれも「おれが気に入らないから」というだけの、川合氏の常軌を逸するほど過剰な名誉感情だけを根拠としている。

市長であれば、住民訴訟を起こされるような疑惑を追及されたら議会答弁や記者会見等で説明責任を果たすことが当然で、市民ひとりひとりに「おれを訴えるとはいい度胸しているな」と脅しをかけるも同然の、郵便や電話で個別に圧力をかけたうえに、自分の敵と親しい市民たちにはスラップ（いやがらせ）訴訟まで起こす市長などは、日本全国川合善明川越市長ただ一人であることは間違いなからう。

<女性市民A氏裁判>

川合市長、ついに本紙社主・松本の共同不法行為を主張！

10月11日午後2時、さいたま地裁川越支部庁舎内にある会議室で、市民女性A氏事件の弁論準備手続きが行われた。原告側は、川合市長は珍しく姿を見せず代理人 坂本慎二弁護士のみ、被告A氏代理人 清水勉・出口かおり両弁護士、そして齋藤裁判長と2名の陪席判事である。前回と同じく非公開の裁判だが、これは齋藤裁判長の訴訟指揮に問題があるというわけではない。

公開法廷での裁判では、さいたま地裁川越支部では曜日が限定され、また原告・被告双方の弁護士の予定も調整しにくい。弁論準備であれば裁判所内の、どこか空いている会議室で済むので期日も決めやすく、裁判官と弁護士らが裁判と言うよりも、それこそ「会議」に近い形式で進められる。次回の日程も11月16日と決められたが、やはり非公開の弁論準備である。この日も本紙記者は弁論準備が終わるのを待って、清水・出口両弁護士に裁判の様子を聞くことになった。

そもそも本紙社主・松本が弁護士としての川合善明氏を懲戒請求した理由は、川合氏が住民訴訟の原告市民らに対して、代理人弁護士（清水・出口両弁護士）を完全に無視して直接、文書を送りつけたからである。弁護士としての倫理を著しく欠いた川合市長の、市民への恫喝行為は十分に懲戒請求に値する。

前回の裁判までは、川合氏自身も裁判長に「懲戒請求をした行為は不法行為として主張しないのですか」と水を向けられて、明確な回答ができなかった。それが今回の弁論準備手続で川合氏は一転して、本紙社主・松本も不法行為に及んだのだと主張してきたという。市民女性A氏が松本を「手足のように使って懲戒請求をやらせた」などと主張していた川合氏は、今回は「A氏が松本を手足のように使ったのではなく、共同不法行為である」と言い変えてきたのである。

A氏が嘘を言っていると知りながら、あるいはA氏の告発の事実確認を怠って、松本がA氏に加担したという主張である。だが、川合氏は、とにかく「共同不法行為」だと言っておけば後の展開に有利になると思い当たったのだろう。何しろA氏の代理人である清水・出口両弁護士までもも訴えた、狂気の川合市長である。

懲戒請求者本人である本紙社主・松本州弘も標的に据えなければ辻褄が合わなくなっているのだろう。だがそれも川合市長の妄想で、「さいたま地裁・川越支部は自分の守護神」だと錯誤したまま、「この裁判長なら勝てる」という身勝手な自信で、ついには本紙社主・松本までも共同不法行為だと言い出したのであろう。

「齋藤判決」で味をしめた、川合市長の「司法私物化計画」？

もちろん、被告代理人の清水・出口両弁護士は、A氏と本紙社主・松本の行為が不当懲戒請求になるものではないと反論する予定だという。

松本による懲戒請求の書面に書かれた、川合市長のA氏に対するセクハラの件は、それ自体が懲戒事由なのではなく、経緯として書かれたものだ。A氏が、なぜ住民訴訟の1人として加わったのかという事情のひとつとして、川合市長から屈辱的なことをされた過去を書いているだけである。だが、川合市長はセクハラの件について「いくらA氏が懲戒請求事由として書いていないと言っても、書面に書かれていれば埼玉弁護士会は調査対象にする」などと反論していた。

もつとも、自分にやましい点がなければ、調査対象にされたところで、なんら不利益はないはずだが。問題のセクハラは、本紙社主・松本が本件懲戒請求をした時点から3年以上も前のことで、弁護士法上も除斥期間として扱われるため、埼玉弁護士会が調査するはずがないのである。

しかし川合市長は、何をびくびくしているのか「弁護士会が職権で調査するのではないか」と主張していた。今回、川合氏が、本件を松本の共同不法行為でありA氏による名誉毀損行為だと主張を変えてきたのは、いつまでも有効な主張が出せないと、弁護士会の調査に怯えているだけの話になり兼ねないからではないのか？と、本紙は推測している。

いずれにせよ、被告側の清水弁護士らは、特に新たな事実があるわけでもない「トンデモ提訴」に対して、今まで提出している書面を改めて整理して提出するだけの、不毛な弁論活動を余儀なくされる現状となっている。川合氏は、清水・出口両弁護士に対しても個別の事件で嫌がらせ訴訟を始めているが、この先、本紙社主・松本まで個別の事件で訴えるなら、本来ひとつの事件を「3度使い」する、ほとんど法廷侮辱に等しい濫訴（らんそ）と言っている。

あるいは、齋藤憲次裁判長は多くの裁判官がそうであるように、「行政調査新聞」のような権力を監視し糾弾する言論人とは「肌が合わない」だけのことで、はじめから川合市長に与したわけでもないのかもしれない。ただひとつだけ断言できることは、もしも「川合善明」が現職川越市長ではなく年老いた一般市民だったなら、齋藤憲次裁判官の訴訟指揮も判決も、決して同じではなかったはずだということだ。

実はこの齋藤裁判長は、本年12月5日に定年退官発令予定となっている（裁判官人事異動官報）。予定通りに退官するならば、その後「守護神を失う」川合市長の動向にも注目したい。

裁判官に定年はあっても、「市長の責任」に定年はないのだから…。